平成２９年（フ）第１０７７号
静岡市駿河区広野６丁目20番27－Ｄ３号
債務者　深澤　紀子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３１号
名古屋市中川区高畑１丁目126番地　高畑ハイツ502号
債務者　加藤　仁美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１７２号
名古屋市港区辰巳町41番５号　鈴富荘る号
債務者　検見崎運送こと　検見﨑秋則
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２０号
名古屋市天白区道明町２番地　ユニバーサル島田　306号
債務者　宮川　裕二
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３８号
名古屋市港区小賀須３丁目617番地　ルポプレジール102号
債務者　羽尾　正生
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２５１号
名古屋市中村区日ノ宮町２丁目177番地　ブリーズＫ202号、従前の住所名古屋市中村区千成通２丁目19番地　千成荘101号
債務者　口寸保一昭
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２９８号
愛知県知多市西巽が丘１丁目３番地の18　グリーンヒル巽が丘Ｃ－102
債務者　寺山　佳希
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８９号
奈良県桜井市大字上之庄511番地　201
債務者　北岡　有美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５４３号
広島市佐伯区三宅１丁目４番11－202号
債務者　古河　明美（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１３号
広島市安芸区矢野西４丁目11番１－203号
債務者　齋藤佐智子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１６号
広島市中区千田町２丁目11番18－401号
債務者　渋谷　　藍
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３５号
広島市安佐南区八木４丁目10番13－305号
債務者　沖本　和美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３号
愛媛県新居浜市新田町１丁目14番11号、旧住所愛媛県新居浜市久保田町２丁目１番22号
債務者　清水　晴美
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８４号
福岡県飯塚市下三緒33番地４　市営山内第２住宅７棟24号
債務者　和田美佐子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１６８号
福岡県小郡市小郡689番地６　Ｅ棟
債務者　相園富美子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２２８号
宮崎市月見ケ丘６丁目９番18号
債務者　黒木　　良
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８４号
宮城県大崎市三本木伊場野字舘崎26番地
債務者　九々　寿昭
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係